

平成 28 年 12 月 28 日

**高病原性鳥インフルエンザが続発しています。**  
**宮崎県の発生に引き続き、熊本県の農場でも発生！**  
**再度、防疫対策の徹底をお願いします。**

今シーズンに入り青森県、新潟県、北海道、宮崎県そして熊本県と 1 道 4 県 7 農場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され 100 万羽を超える家きんが殺処分されました。

現在のところ青森県の関連農場の発生以外には周辺農場での発生はありません。特に宮崎県で発生した農場の周辺は国内有数の養鶏地帯で 10km 以内には 131 戸約 560 万羽が飼養されており、周辺農場への感染拡大が心配されました。いずれの場合も飼養者からの速やかな通報と迅速な防疫措置により単発的な発生に抑えることが出来ました。

しかし、全国的に関連のない農場で散発的に高病原性鳥インフルエンザが発生していることや国内の野鳥からのウイルスの分離状況を考えると、国内における本病ウイルスの浸潤状況は非常に高いものと思われまます。したがって、国内のどの地域においても高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクが極めて高く福井県内も例外ではありません。

農場内へのウイルス侵入防止のために、これからも飼養衛生管理基準を順守するとともに、農場出入口や鶏舎周辺への消石灰の散布や鶏舎の破損個所の修繕に努め野鳥や野生動物の侵入防止の徹底をお願いします。

**【消石灰の散布方法】 散布場所…農場の出入口や家きん舎周囲**

**散布量…幅 1 m 以上、散布量は 0.5～1.0 kg / m<sup>2</sup>**

また、家きん舎や堆肥舎等、農場の周辺に死亡した家きんや飼料を放置すると野生動物等を農場内に引寄せるとなりウイルス侵入の一因となります。農場周囲を清掃するとともに排水口や使用されていない通路や出入口などを再確認をお願いします。

1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡下さい。

問合せ先

家畜保健衛生所 0776(54)5104

嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191